

広瀬明子様

浦安市長 松崎秀樹



浦安市公文書開示決定等期間延長通知書

平成23年8月26日付けで請求がありました公文書の開示について、浦安市情報公開条例第12条第2項の規定により次のとおり開示決定等の期間を延長したので、通知します。

公文書の名称	一時ケアセンターにおける利用者への請求額一覧、平成18年度から平成22年度の利用月日・時間もわかるもの
条例第12条第1項の規定による期間	平成23年8月26日（金）から 平成23年9月9日（金）まで
延長後の期間	平成23年8月26日（金）から 平成23年10月20日（木）まで
延長の理由	対象となる公文書が大量であり、当該公文書のすべてについて開示するかどうかの決定を期間内に行うことが困難なため。
担当部署	健康福祉部 障がい福祉課 障がい事業係 担当者 鈴木 電話番号351-1111 （内線）1129
備考	